

## OS01-1 男女共同参画推進に向けた日本薬学会の取組み

○奥 直人<sup>1</sup>

<sup>1</sup>静岡県大葉

1999年に男女共同参画社会基本法が制定され、2017年12月には男女共同参画基本計画（第4次）が決定した。日本薬学会はこの法律に基づき、人々がその個性と能力を十分に発揮できる社会の形成に向けた取組みを展開し、2016年には「男女共同参画社会づくり宣言」を社会に発信した。この中で性別年齢を問わず、薬学の次世代をになう若手研究者を含め、すべての人が対等な立場で活躍できる社会の実現を目指すこと、またこのような環境を整えるために学会が働くことを確認した。すなわち男女共同参画はもちろんのこと、任期制や短期雇用により研究環境が安定しない若手研究者の待遇改善や、進学率が減少している博士課程への修学支援など関しても、薬学会として積極的に取組みを進めていくこととした。また本学会は、96の学協会が加盟している男女共同参画学協会連絡会へ昨年加盟した。本年会では、昨年に引き続き本シンポジウムを理事会企画で開催することとした。今後も薬学に関わる全ての人が十分に活躍できる社会を目指して、日本薬学会の取組みを進めていきたいと考えている。

【日本薬学会男女共同参画社会づくり宣言】私たちは、新しい未来を創造しながら、生命現象の解明と創薬および医薬品の適正使用をめざし、人類の健康と福祉のために着実な発展を続けます。そのために、性別年齢を問わず、すべての人が対等な立場で個性と能力を十分に発揮し、自らの希望に沿った形で活躍できる男女共同参画社会を実現します。